

田口亜紗著

## 『生理休暇の誕生』

評者：中山 いづみ

著者は成城大学大学院博士後期課程に在籍し、医療人類学を専攻している。本書は2002年、同大学院に修士論文として提出した「近代日本における『生理休暇』の誕生—明治～敗戦直後の月経と生理休暇要求の言説史」を加筆・修正したものである。

本書は生理休暇のある歴史的発展を描いているが、本来の目的は「身体の医療化」に対する人々の態度を明らかにする事である。著者は、医療化言説を一方的に押し付けられる受動的な身体ではなく、その言説を女性たちが主体となり利用し、抵抗する可能性を見出そうとしている。権力（この場合「医療化」）の装置や言説は強制的なものである反面、抵抗の資源ともなりうる、という議論に示唆されているのであろう。管理される「人口」の中から様々な形容詞で括られた人々が抵抗する歴史を見出そうとする意図には大いに共感する。

生理休暇の制度成立史は、さまざまな文脈で断片的に言及されてきた。本書は多様な先行研究や資料を利用、分析し、生理休暇のある歴史を描いた。現在、医療化を拒否する人々の前史として、近代日本の医療化を再考慮する重要な一歩として本書を紹介したい。

### 1. 本書の概要

タイトル通り、本書は生理休暇の誕生の起源を遡り、解明することを意図する。本書の具体的論点に入る前に、構成を確認しておきたい。

第一章：なぜ生理休暇なのか

第二章：不浄観念から衛生観念へ—月経の病理化言説の移植

第三章：女学生・女工・職業婦人—近代化にさらされた「新しい女」たちの身体

第四章：生理休暇要求の始まり—月経時の労働の「問題化」

第五章：生理休暇制度の成立—月経の「医療化」に抗して

終章：文化人類学的視点からの展望—生理休暇の言説史からみえてきたこと

おわりに—身体の医療化理解にむけて

生理休暇という発想に最大の影響を与えたのは、明治以降に移入された「近代西欧医学」である。これまで「病人」として見なされていなかった月経期の女性を脆弱で病的であると新たな眼差しを日本人に植え付けた。伝統的な不浄観念は「古代仏教や陰陽道の移入によって根付いたもの」であり、月経を不浄と見なす社会は世界各地にある。しかし生理休暇制度は日本以外の地域で成立しなかったから「明治以降の月経をめぐる言説を分析することによってのみ」理解できるという。(p.20)

日本の生理休暇制度は「近代西欧医学」の日本社会への移入、そしてそこから生まれた「月経の病理化言説」に影響された。「病理化言説」が女性達に内面化され、後に影響力をもつ「母性イデオロギー」と結合し、生理休暇要求が現れた。その生理休暇要求を提起した戦前の女性たちに、著者は「医療化を前提としながら医療化に抗する」<sup>(1)</sup>意図を見出し、彼女らの医療化

言説の選択的、かつ戦略的な「流用」<sup>(2)</sup>を「自己拡張」<sup>(3)</sup>の「動態的な歴史」と積極的に評価する。戦中期の「労務管理言説」は女性に生産・再生産労働という二重の役割を果たさせるため、「母性」を保護した。敗戦後、GHQは「男女平等言説」を掲げていたが、民主化を急ぐため妥協し、労働闘争などで要求されていた生理休暇を制定させた。

こうした構図を描き出すために、本書は「月経の言説史」を辿り、生理休暇要求を「クレーム申し立て」の「言説活動」と見なす。「いつ、どこで、誰によって、どのような社会的ポジション（階級やジェンダーなど）から」提起されたかを追ひ、いかにして「母性保護」など新たな言説を「当事者の自然な権利」として解決すべき「問題」と発展させたかを明らかにする。本書が一般的な歴史研究に比べてゆるやかな時期区分を採用していることには留意する必要がある。

明治政府は「旧習（習俗、触穢など）」を野蛮とみなし、禁じ、新たな言説を「近代西欧医学」に求めた。第二章は月経が西欧医学に基づいて病理化され、新たな知識として女性たちに移植される過程を辿っている。検討される資料は『婦人衛生会雑誌』（復刻版）や緒方正清『婦人の家庭衛生』の月経に関する論文である。これらの論文は「近代化を推進するエリートたち」が上・中流階級の女性たちを啓蒙の対象とし、彼女らに向けて発信した月経の「病理化言説」の始まりである。しかしこの言説は限定さ

れた人々にしか届かず、一般的に「内面化」されるまでにいたらなかった。

第三章はこのような言説分析を基盤として、女学生・女工・職業婦人たちが女学校や工場などを通していかに月経病理化言説を内面化し、「母性」を発見、そして保護するに至ったかを検討する。「良妻賢母」的母体を育てるため、月経時の運動休止、衛生学に基づいた月経管理法の指導、雑誌や家庭医学書による女学生「改良」が進められた。

著者は『職事情』（1903）や『女工哀史』（1925）などを「『クレーム申し立て』の言説として機能した」（pp.73-74）と捉えている。女工たちは「社会問題」として現れ、彼女らの身体破壊を強調した「人道主義的物語」によって「同情すべき犠牲者」と化した。

大正末期には「女学校や女子大学など」で教育を受けた女性たちが「職業婦人」として「女医、女教員、看護婦、産婆、保健婦、電話交換手などの専門職」についた。そして職業婦人と化した女学生たちは「『良妻賢母』教育のエッセンスを取り込み」、「母性イデオロギー」を「みずからの価値として立ち上げていった」。（p.81）

西欧から輸入された母性イデオロギーは女性の本質は母性と論じ、後に「女工の母性保護という主張は多くの女工たちに波及していった」。（p.87）大正期に労働組合は女性労働問題に取り組み始めたが、「母性保護に生理休暇を含めることは、自然で当たり前のこととして認識され

- 
- (1)「医療化」(medicalization)は「医療の対象とみなされていなかった社会的逸脱や生理的過程などの現象が、医療の領域にある病理や疾病として再定義され、医者 の管轄下で統制・治療されていく過程」である。（p.13）
  - (2)「流用」(appropriation)という概念は「被支配者たちがある支配的制度なり言説なりをいやおうなしに受け容れながらも、それを自分たちの便宜のために本来意図されていた方向とは別の方向に転用しようとする」行動や意識をさす。（pp.13-14）
  - (3)「自己拡張」は「被支配者」たちが支配的言説を自分たちの生活に非一貫的かつ有効的に「流用」することである。（p.15） 避けられぬ医療化を受けながら、医療化の知識や方法を利用し、身体の快適さを求める事である。

ていなかった」。(p.89)「月経時の労働」を問題視する言説が存在しなかったため、1927年以前の「母性イデオロギー」は生理休暇を含まなかった。

生理休暇要求は月経「病理化言説」と「母性イデオロギー」の結合の結果だった。第四章は全国小学校女教員大会(1917)にて提起された「生理的障害」問題を生理休暇要求の始まりと位置付けた。女教員は女学校時代の月経「病理化言説」を内面化し、かつ「母性イデオロギー」の対象であった「知的専門職」に就いていたからこその言説の融合が可能であった。母性の破壊議論は広がり、『女工哀史』(1925)などにも見受けられる。『女工哀史』は母体である女工の身体を発見し、この言説は「政治的運動の場での要求項目として一般的に語られるようになる」。(p.114)そして日本労働組合評議会婦人部「婦人部当面の任務」や「五法律獲得」(1927)などの文面に「月経時三日の休養と手当を支給」との要求が現れる。1928年7月、「東京市営バスの女車掌などの交通労働者、すなわち高等教育を受けていない中間階級出身の職業婦人が、月経時の休暇を要求する項目を含めた嘆願書を提出」し、これが「労働組合による初の月経時の休暇要求」であった。これによって「組合のオルグの指導を仰いだ現場の女工たちにとっても当然主張すべき権利要求の一つとなった」(pp.115-117)。

昭和初期になると月経時の女性労働者調査が実施されはじめ、内務省社会局調査(1930)や佐藤美実の『職業婦人の医学』(1942)などが例に挙がる。佐藤の研究は、桐原葆見ら「多くの医学者」の調査を取り合わせて、いかに職業婦人に月経不順が多いかを力説し、そしてその改善策を勧めるが、「ここでの言説はまだ、具体的な医学的治療法や医療セクターによる労務管理を説く強固な医療化言説にまではなってい

なかった」。(p.125)

上記の「医学的」調査とは別に、谷野セツの工場調査も挙げている。1939～1943年の報告は徹底して母性保護の必要性を訴えたが、医者などの管理は提案せず、月経時の労働困難は「私共の日常生活の経験によって明らかである」とし、労働環境改善を求めた。著者はこの谷野の立場を「男性や医学者の発する月経の医療化言説と、女性や労働者による、月経の病理化言説を『流用』しながら医療化に対して抵抗する言説とのせめぎあいの図式」(p.127)と理解し、戦後までこの言説が継続すると考える。

第五章は1930年代後半から占領期までを扱う。戦時下については特に一連の「労務管理言説」を分析するため、桐原葆見『戦時労務管理』(1942)と古沢嘉夫『婦人労務者保護』(1943)を検討している。彼らの研究は女性労働者の医療・健康管理の必要性と「国家イデオロギー」を結びつけ、国民を産む母性を発見した。総動員体制下、女性に労働力と再生産力という二重の役割を果たさせるため、工場内にて管理と保護を行ない、「母性」と「労働力」を保護する政策だった。

戦後、「民主化」原則に基づいてGHQ政策者たちが掲げた「男女平等言説」に対して「戦前の母性主義フェミニズムをへてきた」日本の女性運動家たちは「男女平等」の前提としての母性保護を主張してきた。1946年3月、GHQが女性労働者の坑内労働に関して妥協し、全面禁止には猶予期間をつけ、その期間中生理休暇を保障した。「男女平等」を日本に「浸透」させたかったアメリカは、「当時激化していた労働闘争ですでに生理休暇要求が出され」、「対ソ連政策としての民主化を急がなければならなかった」ゆえ妥協した。医師の判定・判断無しで個人の権利として取れる生理休暇の仕組みは「医学的言説を流用しながら女性の身体の医療化」

を「拒否」した。

終章はインド被差別民ハリジャン研究の「浄・不浄」と「ケガレ」イデオロギーの区別に言及している。前者を排除的、後者を受容的なものと理解し、「自己拡張」のため臨機応変にイデオロギーを使い分けるハリジャンたちに、著者は戦前の女性たちの「自己拡張」と通じる戦略を見る。

#### コメント

本書は様々な文脈から医療化言説、そしてそれに抗する「ネットワーク」を探し出し、これまでの研究とは異なる興味深い物語を綴った。医療化され、最終的に身体の管理を医者や医療施設の権威に委ねざるを得ない今日の人々にとって貴重な前史であり、これからの抵抗への重要なヒントにもなりえる。

具体的な内容に関しては、かなり古い先行研究に依存した叙述や枠組みが目立ち、用語（「自己拡張」など）についても、もう少し緻密な議論が必要と思われる<sup>(4)</sup>。抵抗する主体を見出そうとする本書の意図に共感したうえで、あえて次の論点を提示したい。

#### 「誕生」という問題

タイトルの「誕生」が彷彿させる通り、現在から過去を振り返る歴史的描写は明治を「起源」とする。生理休暇の制度成立史としては読みやすい物語である。だが、生理休暇制度の存在自体が、過去を創りだし、関連がありそうな法律や組織、人や書物を戦略的に選択して出来上がる物語である。これはある意味、全ての歴史的

研究に関わる問題であろう。しかし、著者の課題設定と資料操作は、本書の主題が有するだろう多様な文脈への読者の接近を妨げるのではないかと危惧される。たとえば近代日本の医制、検閲制度との関連やドイツにおける月経研究の普及と労働科学への影響、他国にも生理休暇に似た制度が確認されているなど、言及されない<sup>(5)</sup>。しかし、あえて問題視したいのは、本書に描かれている「日本」と「女性」である。

医学・医療的知識とされる専門的（かつ排他的な）言説や空間は、「合理的」な「科学・医学」によって「不合理」なる権力構造を創り上げ、維持し、再生産する。国民国家はこれら装置を利用し国民・臣民の統一と差異化を図った。さらに医療化の「近代的」特徴は、国民的身体の規律・調律化を生産的に活用し、資本主義の発展を助長することにある。

本書で取りあげられ、月経言説を「流用」したフェミニストや職業婦人などは「女」を本質化し、強制的異性愛体制を維持する恰好な役者たちでもあった。だが同じ「日本」でも性・非貞操労働に従事した女性や、植民地や沖縄、内地で「臣民」と化した女性たちは異なる「審問」を受けていたはずである。月経をめぐる解釈や社会的位置付けは世界中で人種・性差別に利用されており、帝国日本でも人種の序列や性暴力を正当化するために様々に用いられていた。

月経関連の言説や運動を限定的な「日本」の「女性」のものとするゆえに、帝国日本の月経言説を排除し隠蔽する本書の生理休暇誕生を遡る作業がとる視野の限定性についてふれておき

(4) 古い二次資料に依存しているのが最も明確なのは占領期の叙述である。占領下の「母性保護」をめぐる新しい議論に関しては日米一次資料に基づいた豊田真穂「アメリカ占領下の日本における女性労働改革—保護と平等をめぐる論争を中心に—」『アメリカ史研究』（23号、2000年8月）が専論として出されており、既に分析が深められている。

(5) 本書で参照されているはずの「圓太郎女車掌の要求」『労農』1928年8月号には、ロシア労働法にて生理休暇と理解できる例が挙げられている。

たい。「日本」における生理休暇の制定は戦前の労働運動の産物としてのみ語られ、医療化言説に抵抗する主体は限られた「日本」「女性」である。本書においてこの暴力的な言説に「審問」された女性は帝国と同様、生理休暇運動から排除され、存在しないかのようである。けれども、月経の医療化言説によって可視化される権力配置や構造、「日本」には収まらない女性の「医療化」、「女」と「性」の創造の世界的同時代性や政治的利害などを考慮すれば「医療化」に抗する多様な主体が見えてくるはずである。

### 「自己拡張」と生理休暇

先行研究で挙げられている生理休暇要求の例は数少ない。その中でも戦前初の生理休暇「獲得」の事例として、千寿食品研究所は必ず紹介される。本書も、女子労働問題研究会「特集・合理化と母性保護運動」（『労働運動史研究』29号、1962）や桜井絹江『母性保護運動史』（1987）に倣い、『労働新聞』婦人版（1932）を引用し、この争議を分析している。

本書の「日本で初めて生理休暇を獲得したのは千寿食品研究所の労働者で、彼女たちは、全協日本食糧[料]労働組合の指導のもとにこれを有給休暇として獲得している」（p.118、傍点は中山）という評価には議論の余地がある。

千寿の事例を女子労働問題研究会は「有給休暇」、桜井氏は「公休」と記している。しかし、両者ともに生理休暇要求の主体を明確にせず、獲得されたことのみを明記した。

桜井氏は『労働新聞』と同時に争議録、山口定次「俺たちはこんな風に闘った：千寿食品研究所工場の経験」『党建設者』創刊号<sup>(6)</sup>（日本共

産党中央委員会、1932）を検討している（『母性保護運動史』、p.68）。この資料を見ると「特に女従業員には生理休暇を公休として認める」と記されている<sup>(7)</sup>。

なぜ桜井氏は「彼女たち」と書かず、生理休暇要求の主体について言葉を濁したか。争議録によると、千寿争議において、「彼女たち」の存在は動員される数以外には顧みられていないからである。「俺たち」が闘った争議であり、受動的に参加した「彼女たち」はオルグや要求事項に無関心だった、と記述されている。この記録の一方的な描写自体問題だが、「彼女たち」の声は一切聞こえてこない。この争議で公休生理休暇以外に「彼女たち」が「獲得」したのは、以前に増して不安定となった雇用関係と就業日数削減である。他方で、男性労働者たちは賃金引き上げと雇用安定を「獲得」した。

労働組合はなぜ生理休暇を要求したのか。千寿の一例は男性を近代的労働者として描き出す一方で、（生理休暇を当然要求するであろう）脆弱なる他者として女性を描いている。この他者の存在は単に争議中の動員数を増やすだけでなく、男性労働の商品価値を高める効果をもたらした。

言説と歴史叙述は必ずしも対応する必要はない。しかし主体として流用したのは一体誰であったのか。「彼女たち」は「女性」であるがゆえに生理休暇を求めるであろうという想定は安易ではないだろうか。しかも「流用」は「彼女たち」だけがするのではないとすれば、「流用」の評価自体、複雑とならざるを得ない。医療化による差異化、特に月経言説を利用した労働組合の政治・経済的利害関係の分析も重要な

(6) 書評者は同資料と『俺たちはこんな風に闘った：千寿食品研究所工場の経験』（全協・日本食料労働組合 食料パンフレット第11）を参照した。

(7) 「公休」とは無給の公休日であり、休んでも解雇される心配はない。争議録は有給休暇の項目を「有給」とし、区別している。『労働新聞』の記事も「公休」と明記してある。

課題である。

このような議論を進めていけば「自己拡張」という積極的評価についても検討が必要になるだろう。医療化に抗する生理休暇要求は脱医療化ではなく、むしろ再医療化を促進し、普及させる可能性が高い。この生理休暇要求運動には女性労働者を差異化しつつ統制し、生産的に労働組合に組み込む作用もあった。

もちろんこの事例一つでの判断は性急であろう。今後の研究は多数の業種や形態の争議を分析する必要がある。他方で生理休暇を要求しなかった職場、職種をどう理解するのであろう。女性労働者のマテリアルな歴史—具体的な「生理用品」技術の変化や問題性、新たな職種の業務及び制服や勤務状況、欠勤に伴う経済的負担などにも着目すればさらに興味深い叙述になったのではないかと思われる。

最後に、紙幅の都合もあっただろうが、生理休暇制度の問題性が言及されず残念である。戦後に制定された労働基準法の「法の機能」（制定や法律の社会問題を創出する要素）や言説が生み出す主体、生理休暇の議論が生む「平等と差異」という不適當な二項対立構造など、近代

日本から続く「女」の医療化と創造、そしてその「流用」を分析するには適當な題材ではないだろうか。

近代日本の医療化言説は、暴力的に月経を「自然」と化する瞬間、なにを隠蔽するか。現代へ継続するこの月経の「前言説的」理解はその排除的空間で言説実践し、主体たる行為者をつくり出す。この構造で「自己拡張」を自由意志で選択する主体の可能性は如何なるものであろう。現代の人々はいかに医療化を生きるか。生理休暇制度と医療化言説の流用は相互補強効果があるため、分析する必要があると思われる。刺激的な著作は新たな論点をもたらす。本書は生理休暇、そして医療化を考える上で重要な分析、そして問題提起をした。著者はその後、月経前症候群（PMS）について研究中と聞いている。予想される博士論文も、医療化に抗する人々の可能性を探る作品になることを期待したい。

（田口亜紗著『生理休暇の誕生』青弓社、2003年4月、定価1600円+税）

（なかやま・いづみ ハーバード大学大学院博士後期課程、法政大学大原社会問題研究所客員研究員）